力避けるため大型ショッピングセンターは排除し町主導による共同提案型事業であるプロポーザル事業として民間に売却処分することを町に答申した。検討委員会の答申を得た町は、早速ＪＴ跡地有効利用事業プロポーザル募集要項を作成し、平成18年11月1日公示より12月20日締切で公募を実施した。応募事業者は、①(株)カスミ、②ウエルシア関東(株)と茨城トヨタ自動車(株)、③地域振興センター共同組合④ウエルスマネジメント(株)及び北野建設(株)の4企業体であった。プロポーザル審査委員会は、町長を委員長に平成19年1月より2月にかけ開かれ、前記4社が選考対象であり地域振興センターは辞退し、カスミとウエルスマネジメントはいずれも大型ＳＣであるため不採択となり、テナント棟に大型ＳＣ張り付け企画のないウエルシアが町の意図する通り全会一致で採択されたことは申すまでもありません。

(3)ＪＴ跡地売買契約締結と議会の議決

平成19年2月町財務課は、ウエルシアとの売買契約締結のため仮契約書を起案した内容が、法令に基づいて規定されている境町財務規則に沿ったもので欠点のない条文であったので総務部長や副町長は決裁したのですが、町長はこの条文では厳しすぎて買ってもらえないとこの起案書を却下し、大事な条文である契約解除、違約金、譲渡禁止等の9項目の条項を削除した地方自治法と町財務規則に違反する簡単な仮契約書に作り替えさせ仮契約を締結してしまったのです。契約は議会の議決がなければ本契約にならないので19年3月6日の本会議に上程されました。初めて仮契約書が配付され提案理由が述べられたがあまり簡単な契約書なので議員から「万一途中でプロポーザルの破棄に近い状態が起きた時はどうするのか。」と指摘され、町長は「ウエルシアとは信頼関係で必ず10年間は守ってもらう。」と言明したので議会も町長を信用し全会一致で可決してしまった。

この法令と町財務規則に違反する契約書の運用でプロポーザル事業契約が台無しの全く異質なカスミ出店となり、町の混乱を招きましたので議会も調査するため百条調査特別委員会を立ち上げたのもその目的です。

しかし、この契約書条文でもウエルシアに順法精神があれば問題にならなかったのです。本契約書にもプロポーザル募集要項に基づき提案されている事業計画及び土地の指定用途条項の遵守が規定されており、更に民法第1条第2項には、信義誠実の原則が規定されており、この原則は契約の趣旨にも基準となるという最高裁判所判例等もあり、法的には一方的に契約内容を変更して土地利用ができないため、カスミ出店を目指し町側に圧力をかけてくることになった。

(4)町長のカスミ出店容認

町長は、平成19年5月議会とプロポーザル審査委員を招集し、ウエルシアのカスミ出店につき協議会を開いたが議会は大型ＳＣの出店はプロポーザルの募集要項と契約書に違反するので認められないとし計画の中止を求めた。

ファミリープラザ事業協同組合は、同6月町長に対しＪＴ跡地にカスミ出店はプロポーザル違反だとして中止するよう要望書を提出し町側はプロポーザルに沿って厳正に行うので大型ＳＣの出店することはないと回答している。19年9月定例議会では、カスミ出店の話しが消えないので集中審議を行いプロポーザル事業として議決してあるので議決を遵守し、カスミ等の大型ＳＣの出店のないよう決議を全会一致で可決した。町も議会の議決を尊重し大型ＳＣやカスミ出店の話しは二度と出さないと言明した。

平成20年2月ウエルシアは再びカスミ出店を持ち出しして協議会が開かれ、町は3月13日までにウエルシアに最終回答することを約束した。

20年3月議会側は、協議した結果、①執行部は地方自治法第１３８条の2の規定通り議会の議決に基づいて誠実に執行する義務がある。（執行機関の義務）②プロポーザル事業契約による内容の変更であるカスミの出店は契約変更の議決が地方自治法第96条第1項第8号の規定により、再議決が必要である（議決権）と町に申し入れをした。これを受け町は3月12日にウエルシアに対してあくまでプロポーザル事業として進めるよう要請書を送付した。しかし、町長は、平成20年6月4日定例町議会の町政報告でカスミ出店を容認してしまった。町の意志決定機関である議会の再議決の手続きをしてないまま今日を迎える。

また、一企業と3名の住民は、20年7月に町監査委員に契約変更については地方自治法第96条第1項に基づいて議会の議決を求めることを怠っているのは違法であり、契約は無効であると住民監査請求がされたが棄却され、9月10日付けで全く同じ内容で水戸地方裁判所に境町長を相手に住民訴訟が提訴され、今後裁判にて司法の判断が下される。

関係機関に意見書を提出

○地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書

「30人以下学級を実現し、過度な受験戦争をやめて、ゆきとどいた学校教育を実現してほしい」これは多くの県民の願いです。一人ひとりの子どもたちが大切にされ、ゆきとどいた教育が保障される学校教育を実現するために、茨城県知事及び茨城県教育委員会委員長に次のことを要望する意見書を提出しました。

一、地域住民の意見を尊重し、地域の県立高校を存続させること。

二、県立高校の1学級の定員を30人以下とすること。

三、受験競争や遠距離通学を緩和するために、高校間格差を是正すること。

○教育予算の充実を求める意見書

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられるようにする必要がある。よって、政府においては、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させるため、次の事項を実現されるよう、国の関係機関に強く要望する意見書を提出しました。

一、きめ細かな教育の実現のために、第8次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を策定すること。

二、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

三、学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

四、教職員の人材確保のため、教職員給与の財源を確保・充実すること。

○境町「日本たばこ産業跡地有効利用事業」開発工事に関する勧告を求める意見書

契約当事者である境町及びウエルシア関東(株)に対し、大規模小売舗立地法届にあわせて着工している日本たばこ産業跡地開発工事について、勧告を速やかに行うよう強く要望する意見書を茨城県知事に提出しました。

◎広報編集委員会

委員長　斉藤　哲生
副委員長　中久喜久雄
委員　関　稔
委員　須藤　信吉
委員　倉持　功